

令和8年度 調布市立滝坂小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止対策に関する法令等

- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童像

- ・社会性を身に付けると共に、他人の気持ちを共感的に理解し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することのできる児童。
- ・自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力などを有し、円滑に他者とのコミュニケーションを図ることのできる児童。

〇目標策定の方針

- ・日々、全児童が、自己肯定感をもてる教育活動を行う。
- ・組織的に児童理解を深め、未然防止、いじめの早期発見、早期対応をする。
- ・地域、保護者との連携の中で、いじめを生まない、いじめは絶対に許されない風土を醸成していく。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに認知する。
- ・あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む。

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

- ・子どもにとって、いじめを受けたり、いじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、躊躇なく教職員に相談したり報告したりできるよう、日常から子供とのコミュニケーションを十分に図るとともに、子供の言葉を受容的・共感的に聴く姿勢を大切にします。
- ・「学校いじめ対策委員会」を定期的実施（月1回以上）し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。
- ・道徳の時間を核とし、児童に思いやりの心を醸成する。「いじめ防止の授業」を実施する。（年3回以上）
- ・月1回の「こころの健康観察」と学期1回の「生活アンケート」を実施し、児童一人一人の状況を把握する。

【早期発見】

- ・全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。
- ・校長のリーダーシップのもと、「学校いじめ対策委員会」を設置し、組織的に対応する。教職員は、いじめ実態調査を行い、当委員会に情報提供する。

〇スクールカウンセラーとの連携

- ・日頃から児童や保護者の声を大切にした関係を構築し、心の変化を敏感に察知し担任等に報告する。
- ・実態を詳細に把握し、教員と情報を共有し、専門的立場から具体的な対応について助言する。

〇保護者・地域との連携

- ・保護者会や面談等において、いじめの実態や指導方針などの情報を共有し、緊密な連携の下未然防止、いじめの解消を図っていく。

具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）

① 実態把握の観点

- ・発覚後時間を空けず、本人、友人、保護者等に徹底して寄り添いながら情報を収集する。
- ・関係児童に個別に聞き取りをする。複数名いる場合は、できるかぎり同時進行で行う。
- ・その後、事実関係を明らかにする。

② 指導・支援の基本姿勢

- ・「学校いじめ対策委員会」は、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめ行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら対応方法について協議を行い、対応方針を決定する。
- ・「学校いじめ対策委員会」は、いじめの対応経過と改善の進捗状況の確認を行い、随時、対応者に対して助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応を行う。
- ・いじめ事案について、児童の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに記録し、校内で共有する。

③ <被害児童の支援>

- ・全職員が「絶対に守る」という姿勢をもち、最優先で対応する。
- ・心の傷を癒す手助けをし、安心できる環境を作る。
- ・自分の行為を振り返らせ、心に傷を負わせてしまった自分の言動を認識させ、相手の心に思いをいたらせる。
- ・児童の背景と心情に寄り添い、その上で、いじめは絶対に許されない事として指導し、今後の改善策を児童と共に考えていく。

* 重大事態への対処

- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順



- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害児童への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害児童への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携

連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）

- ・実態把握で収集した内容を正確に指導室に伝達し、情報共有を行う。
- ・指導室の助言も考慮に入れ、どの機関に協力を要請するか適宜判断し、連絡を入れ、早急に話し合いの場をもつ。
- ・各機関の助言を基に、どの機関、部署が、何を、誰に、どのように伝え、どんな指導を入れるか決め、実行に移す。

年間指導計画

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----------------|----|---------------------|----|--------------------|----|-----------------|-----|-------------------|----|-------------------------|----|
| 各教科 | 〇国語（伝え合う力） | | 〇保健体育（体の発育・発達） | | 〇理科（生命尊重） | | 〇保健体育（心の健康） | | 〇「人権週間」命の授業 | | 〇社会（多様性を認める態度） | |
| | 〇体育（公正な態度・協力） | | 〇普通救命講習（6年） | | 〇国語（伝え合う力） | | 〇算数（筋道を立てて考える力） | | | | | |
| 生活指導 | 防災教育の日（4月） | | ふれあい月間（6月） | | ふれあい月間（11月） | | | | ふれあい月間（2月） | | | |
| | こころの健康観察（毎月1回） | | 生活アンケート（6月） | | セーフティ教室（6月） | | 生活アンケート（12月） | | 「いのちと心の教育」月間（12月） | | 生活アンケート（2月） | |
| 学校行事 | 入学式（4月） | | 運動会（5月） | | 日光移動教室（9月） | | 水泳指導（10・11月） | | 学習発表会（11月） | | 卒業式（3月） | |
| | あいさつ運動（6月） | | たてわり班活動（5月～2月） | | SOSの出し方に関する教育（12月） | | あいさつ運動（11月） | | 6年生ありがとうの会（3月） | | | |
| 道徳科 | 道徳授業地区公開講座（6月） | | いじめ防止の授業（6月） | | いじめ防止の授業（11月） | | いのちと心の教育月間（12月） | | いのちの授業（12月） | | いじめ防止の授業（2月） | |
| 家庭・地域 | 保護者会（4月） | | 道徳授業地区公開講座・学校公開（6月） | | 個人面談（7月） | | 保護者会（12月） | | 保護者会（3月） | | 「いのちと心の教育」いのちの授業参観（12月） | |
| | 防災教育の日（4月） | | | | | | | | | | | |